

函館市地域総合整備資金貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の地域振興に資する民間事業活動等の促進を図るため、市が一般財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）の支援を得て民間事業者等は無利子で供給する資金（以下「地域総合整備資金」という。）の貸付けについて定めるものとする。

(貸付対象費用)

第2条 貸付の対象となる費用（以下「貸付対象費用」という。）は次に掲げるものとする。

- (1) 設備の取得等に係る費用
- (2) 試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用（人件費，賃借料，保険料，固定資産税，支払金利，リース料をいう。以下同じ。）

(貸付対象事業)

第3条 地域総合整備資金の貸付の対象となる事業は、市長が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置付けられた民間事業者等による事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 公益性，事業採算性，低収益性等の観点から実施されるもの
- (2) 事業の営業開始に伴い，事業地域内において1人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの
- (3) 用地取得等契約後5年以内に事業の営業開始が行われるもの

2 前項に規定する事業のうち，次の各号のいずれかに該当する施設を整備する事業は，原則として貸付対象から除外する。

- (1) 第三者に売却または分譲することを予定する施設
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供される施設

(貸付対象者)

第4条 地域総合整備資金の貸付の対象者となる民間事業者等は，法人格を有する団体とする。

(貸付額)

第5条 第3条に規定する貸付の対象となる事業（以下「貸付対象事業」という。）

1 件当たりの貸付額は、1百万円以上とし、20億円を限度とする。

2 貸付対象事業1件当たりの第2条各号に規定する費用に対する貸付額は、当該貸付対象事業の各号に規定する費用から補助金等の額を控除した額（ただし、用地取得費を第2条第1号に規定する設備の取得等に係る費用の3分の1を限度として同号に規定する費用に算入することができる。）の50パーセントを限度とする。

3 貸付対象事業1件当たりの第2条第2号に規定する費用に対する貸付額は、当該対象事業1件当たりの貸付額の総額の20パーセント（貸付対象事業が、試験研究開発用資産の取得等に係る費用および当該資産の取得等に伴い必要となる付随費用のみを貸付対象費用とする場合またはソフトウェア開発事業もしくは情報処理・情報サービス事業である場合にあっては50パーセント）未満とする。

4 「地域再生計画認定地域」（内閣府所管の地域再生支援利子補給金または特定地域再生支援利子補給金の支援措置を活用するために地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき地域再生計画の申請をし、認定を受けた計画に係る地域をいう。）（第5項に該当する場合を除く。）として実施される貸付対象事業に係る第1項の適用については、同項中「20億円」とあるのは「25億円」とする。

5 南北海道定住自立圏形成協定または南北海道定住自立圏共生ビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第1項および第2項の適用については、第1項中「20億円」とあるのは「30億円」とし、第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」とする。

6 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第36条の25第1項の規定により株式会社脱炭素化支援機構の支援の対象となった事業者が、同項の規定により対象事業活動支援を受けて行う同法第36条の2に規定する対象事業活動に係る第1項および第2項の適用については、第1項中「20億円」とあるのは「30億円」とし、第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」とする。

7 1件当たりの貸付額は、100万円未満の端数を付けないものとする。

（借入申請）

第6条 地域総合整備資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、財団の定める借入申込書および事業計画書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業者概要書

(2) 設備の取得等および当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用ならびに資金調達に係る計画書

(3) 年度別損益・資金収支計画書

(4) 過去3期分の損益計算書および貸借対照表

(5) 連帯保証予定者の意見書

(6) その他貸付審査に当たり市長が必要と認める資料

2 貸付対象事業が年度を越えて実施される場合であって、複数の年度にわたって地域総合整備資金の貸付けを受けようとするときには、申請者は、各年度ごとに前項の書類を市長に提出しなければならない。

(貸付決定)

第7条 市長は、地域総合整備資金の貸付決定に当たっては、財団の実施する貸付対象事業についての総合的な調査および検討結果を参考とするものとする。

(貸付決定の通知等)

第8条 市長は、地域総合整備資金の貸付けを行うことを決定した申請者（以下「貸付決定者」という。）に対しては、貸付決定通知書を交付し、貸付けを行わないことを決定した申請者に対しては、この旨を通知するものとする。

(事情変更による決定の取消)

第9条 市長は、地域総合整備資金の貸付決定をした場合において、貸付決定者が法令に反する等その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、貸付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により貸付決定を取り消すにあたって、財団の意見を参考とすることとする。

3 前条の規定は、第1項の処分をした場合に準用する。

(保証人)

第10条 貸付決定者は、民間金融機関等の確実な連帯保証人を立てなければならない。

(契約の締結)

第11条 貸付決定者は、市長と金銭消費貸借契約を締結しなければならない。この場合において、前条に規定する保証人は、市長に保証書を提出するものとする。

(貸付金の交付)

第12条 貸付けする地域総合整備資金（以下「貸付金」という。）の交付は、一括して、市長の指定する貸付決定者名義の金融機関口座への振込みの方法により行う。

(事業内容の変更)

第13条 貸付決定者が、貸付対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により貸付額に変更が生じる場合には、財団と協議のうえ、変更することができる。

3 第7条から前条までの規定は、前項の規定による貸付金の変更について準用する。

(完了届)

第14条 貸付決定者は、貸付対象事業を完了したときは、遅滞なく財団の定める事業完了報告書に証拠書類の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(貸付方法)

第15条 貸付けは、証書貸付けの方法によるものとする。

(貸付条件等)

第16条 貸付金の償還期間は、20年（5年以内の据置期間を含む。）以内とする。

2 貸付利率は、無利子とする。

3 貸付対象期間は、4年以内とする。

4 貸付金の償還方法は、元金均等半年賦償還の方法によるものとする。この場合において、半年ごとの償還額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は、合計して最終償還期日に償還するものとする。

(遅延利息)

第17条 市長は、地域総合整備資金の貸付けを受けた者（以下「借入人」という。）が貸付金の償還を怠ったときは、当該償還期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該償還金額につき年14パーセントの割合を乗じて得た金額の遅延利息を徴収するものとする。

(繰上償還)

第18条 借入人は、次の各号のいずれかに該当するときは、期限の利益を失い、借入金の全部を直ちに償還するものとする。

(1) 借入人若しくは保証人が支払いを停止したときまたは借入人若しくは保証人に関して破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき。

- (2) 借入人若しくは保証人が手形交換所または電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。

2 借入人は、次の各号の一に該当する場合で、市長が請求したときは、期限の利益を失い、借入金の全部又は一部を直ちに償還するものとする。

- (1) 借入人が市長の策定した地域振興民間能力活用事業計画又は法令に反したとき。
- (2) 借入人が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (3) 借入人が貸付対象事業により取得した物件を他に譲渡等を行うことまたは貸付対象事業に係る営業の休止、廃止等を行うことにより、貸付けの目的が達成されることが困難になったとき。
- (4) 借入人が貸付対象事業に係る民間金融機関等からの借入金の全部または一部を繰上償還したとき。
- (5) 借入人が貸付金の償還を怠ったとき。
- (6) 借入人がその他正当な事由なしに資金の貸付けに係る条件に違反したときまたは義務の履行を怠ったとき。
- (7) 借入人に関して他の債務のため仮差押、保全差押もしくは差押があったときまたは競売の申立てがあったとき。
- (8) 借入人が解散したとき。
- (9) 保証人が前3号に定める事由の一に該当したとき。
- (10) 前各号のほか市長において債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

（監査）

第19条 市長は、貸付金の使途の確認または貸付債権の確保を図るため、その償還が完了するまでの間、貸付対象事業の状況、借入人の信用状況等につき、必要に応じて調査を行い、または借入人に報告を行わせることができる。

（貸付け等に係る事務の委託）

第20条 市長は、法令に定めるところに従い、地域総合整備資金の貸付けに係る支出事務、徴収事務等を財団に委託するものとする。

（事務委託の手続）

第21条 前条に規定する委託に際しては、市長は、財団と委託契約を締結する。

- 1 この要綱は、平成2年8月28日から施行する。
- 2 令和13年3月31日までの間は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域において実施される貸付対象事業（第5条第5項に該当する場合を除く。）に係る第5条第1項、第2項および第4項の適用については、同条第1項中「20億円」とあるのは「24億円」と、同条第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と、同条第4項中「25億円」とあるのは「30億円」と読み替えるものとする。
- 3 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する「過疎地域」（第5条第5項に該当する場合を除く。）において、令和2年度以前に貸付決定をした貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項および第4項の適用については、同条第1項中「20億円」とあるのは「24億円」と、同条第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と、同条第4項中「25億円」とあるのは「30億円」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成4年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年２月２６日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年４月３０日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年７月２２日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月２２日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月２０日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月２７日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年６月３日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年６月１２日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年５月７日から施行する。